

## 「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」の一部改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

横浜市では、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の運用に関し、地域特性と出店地の実情に応じた適切な配慮を大規模小売店舗に求めるため、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱（平成 12 年 3 月 28 日制定）第 3 条の規定により「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」を定めています。この運用基準について、経済産業省の事務連絡や横浜市の自転車駐車場の附置等に関する手引の一部改正等を受け、基準の一部を改正します。

### 2 改正の概要

#### （1）駐車場の必要台数及び位置

脱炭素社会の実現に向けて電気自動車等の普及促進を図るため、電気自動車等の駐車のに供する部分（駐車マス）に関する届出台数の取扱いについての規定を改正します。

#### （2）駐輪場の配置及び運営に関する事項

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例の取扱いに準じて設置されるシェアサイクルポートに関する届出台数の取扱いについての規定を追記します。

#### （3）その他

文言の整理を行います。

### 3 その他

（1）「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」の具体的な改正案につきましては、別紙新旧対照表をご参照ください。

（2）この改正案については、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。

以上